

令和6年度第6回福島地方最低賃金審議会

令和6年9月30日（月）
午後1時30分～
福島テルサ3階 あづま

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 電子部品等製造業及び計量器等製造業に係る最低賃金改正の
必要性の有無について
- ・参考人意見聴取
 - ・必要性の有無の審議及び答申

3 閉 会

令和6年度福島地方最低賃金審議会
第6回福島県最低賃金専門部会
会議資料目次

(資料No.)	(頁)
1 福島県特定最低賃金改正決定に係る参考人意見陳述者名簿	412
(1) 福島県電子部品等製造業最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 松本 雄一)	413
(2) 福島県計量器等製造業最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 塩谷 憲之)	416

特定最低賃金（電子部品等製造業及び計量器等製造業）

改正の必要性の有無に係る参考人意見陳述者名簿

	参 考 人	
	労使側	職 氏 名
1	労 ※1	(電子部品等製造業) OKIシンフォテック労働組合 執行委員長 松本 雄一
2	労 ※1	(計量器等製造業) 林精器製造株式会社労働組合 執行委員長 塩谷 憲之


推薦団体 ※1 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会福島地方協議会

※2 JAM南東北福島県連絡会

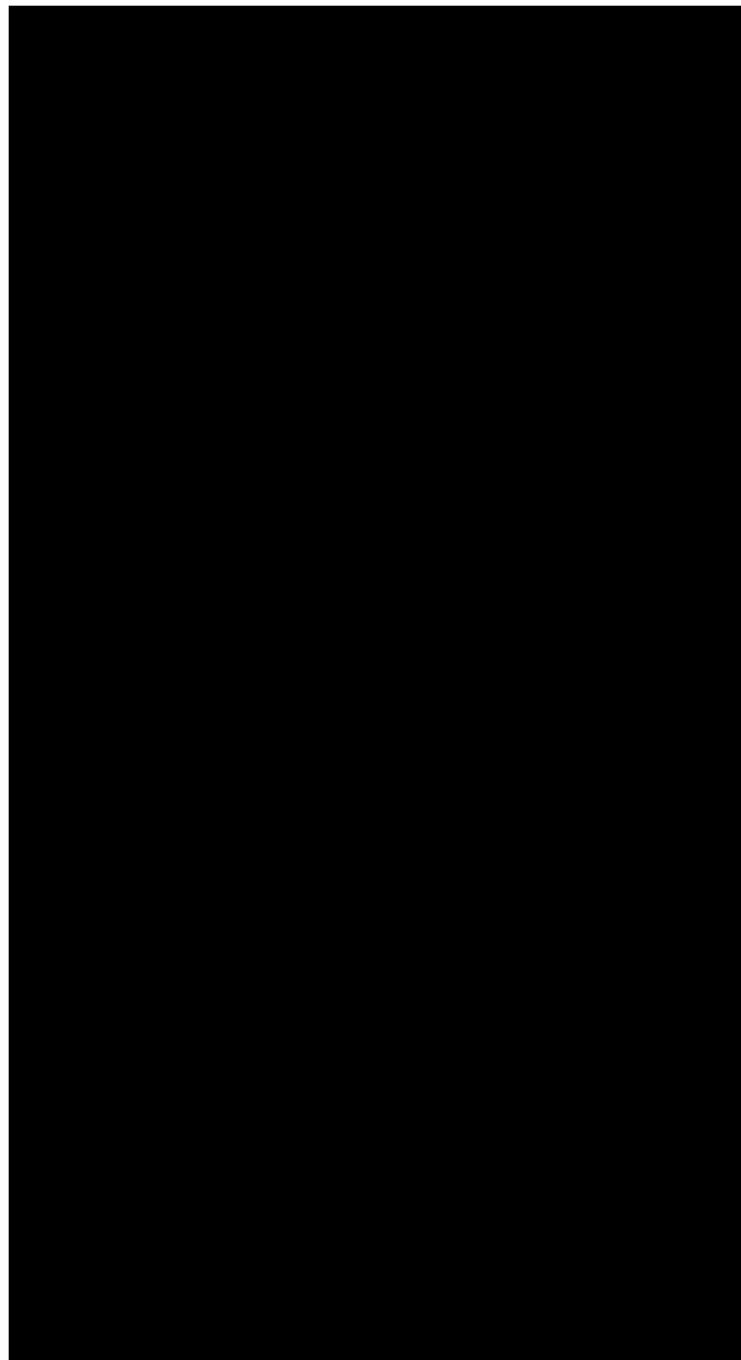
(別紙 2)

特定最低賃金のうち福島県電子部品等製造業の改正の
必要性の有無に関する意見書（労働者参考人）

陳述日：令和6年9月30日

氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職 名
松本 雄一	OKI シンフォテック労働組合 執行委員長
意見陳述公開の諾否	(希望する方に○をつけてください。) <input checked="" type="radio"/> 諾 ・ 否
項 目	意 見 の 概 要
1. 当該業種の労働実態について	1. ①私たちの電機産業は様々な事業領域になっております。特にモノづくり領域で全体的に共通することは、専門性が高く熟練の技術や技能さらには特殊な資格も必要となります。会社はスキルレス化や自動化、IT技術の導入など、様々な取り組みを行っていますが、まだまだ人財『ひと』に頼らざるを得ない状況です。 

2. 当該労働者の賃金状況
について



3. 特定最低賃金改正の必
要性について

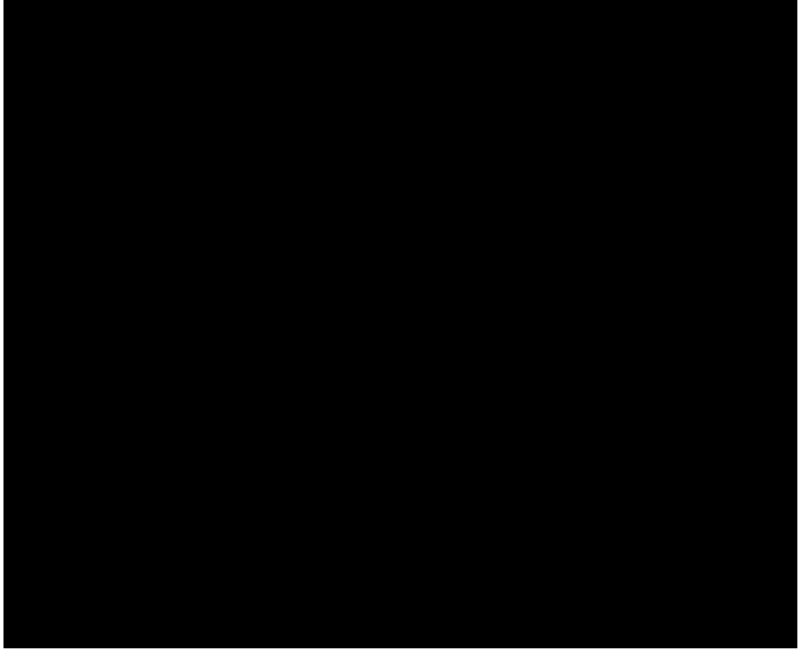
3. ①今春闘の結果などからも電機産業で働いている皆さんの産業別最低賃金の引き上げは急務であると考えます。特に、モノづくり現場においては、人財の確保はこれまで以上に課題となっているのではないのでしょうか。ここ数年、地域別最低賃金の額差による県外への生産人口流出の問題や地域最賃と

<p>4. その他参考意見</p>	<p>産業別最賃の比較における優位性がなくなっていることを考えると、モノづくり現場や中小規模の事業場ほど、事業継続や技術・スキルの伝承などの対応のためにも産業別最低賃金の関係労使による協議の場は必要であり、同じ産業で従事している者として強く審議入りを希望します。</p> <p>4. ①電機産業はリーディング産業として将来を担う若者に対し魅力ある産業であると思って貰えるような、労働条件（賃金）となる必要があると考えます。</p> <p>4. ②電機産業で従事している方々のモチベーションの維持・向上は産業全体の成長、発展に繋がります。その為に『人への投資』が不可欠であり『安心して仕事に集中できる環境整備』の重要性を強く主張したいと思います。</p> <p>4. ③当社は労働側と使用者側の議論（意見交換）を重視しています。それは、少しでも働きやすい職場環境となる為に常に対話を行い課題認識（共有）することとしています。特定最賃も審議無くして問題認識（共有）が図れるでしょうか。議論すべきであると考えます。</p>
-------------------	--

(別紙 2)

特定最低賃金のうち福島県計量器等製造業の改正の 必要性の有無に関する意見書（労働者参考人）

陳述日令和6年9月30日

ふり 氏 がな 名	所 属 団 体 及 び 役 職 名
塩谷 憲之	林精器製造（株）労働組合 執行委員長
意見陳述公開の諾否	(希望する方に○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 諾 ・ <input type="radio"/> 否
項 目	意 見 の 概 要
1. 当該業種の労働実態について	<p>①計量器等製造業は、その領域は幅広く、計量器・測定器・分析器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・眼鏡・同部品と様々な職種にわたりますが、共通することは専門性が高く、製造業はじめ全ての産業に係る精密製品で、製品の規格は誤差の許容範囲がとて狭いため、高い精度と正確性が求められ高度な技能・資格や、熟練度を必要とし、更には長時間の立ち仕事による作業となり精神面での疲労も大きく、誰にでもすぐに従事可能という業務ではありません。</p> 

2. 当該労働者の賃金状況について



24春闘の結果についても5社平均で「8,740円」の賃上げとなっております。今回の賃上げを未組織労働者へも波及させることにより当該産業全体の更なる成長と地域経済の活性化へつながるのではないのでしょうか。

企業規模間の格差については「産業・規模間格差」の資料に記載のE27精密機械（業務用機械器具製造業）実態では企業間格差は比較的他の産業と比べ格差は少ないものの、男女間格差については他の業種と変わらない状況です。

3. 特定最低賃金改正の必要性について

ものづくりに必要な高度なスキルをもつ労働者が、学生アルバイトと同等或いは、それ以下の時給額となれば労働者の士気も下がり、他県・他社・他業種への従業員の離職者がより一層増え、生産への影響がでると共に品質や技術の低下へつながり、後には産業の衰退につながる恐れもあり、福島県における産業の発展にも大きな影響を及ぼすこととなります。

特定最低賃金の改定は、短期的なコスト負担以上に、長期的な視点で見た場合に企業と地域経済に多大な利益をもたらします。

福島県の主要産業を担っているこの産業に特定最低賃金を設定することで、最低賃金近傍で働き物価高などにより厳しい生活を強いられている当該産業の未組織労働者の底上げを行い生活安定、モチベーション向上、人材確保、企業競争力の向上、そして地域経済の成長へとつなげることが重要と思っております。

4. その他参考人意見	<p>福島県と同様の精密機械製造に関する特定最低賃金を設定している岩手、栃木、埼玉、兵庫、においては既に特定最低賃金の必要性ありで審議が進んでいます。</p> <p>福島県計量器等製造業の製造業においても、経営状況を踏まえた議論は改定審議の場で議論すべき内容であると思います。</p> <p>企業の事業継承や人材不足の解消を図る為に、長い間労使のご努力で特定最低賃金を積み上げてきました。労使が協調して福島の経済の発展に寄与する為に、計量器等製造業界を前に進めていただく事のご判断を強く希求しまして、計量器等製造業労働者側としての意見と致します。</p>
-------------	---